第 91 号議案

市道路線認定及び廃止の件

次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道路線

路線名 起 点 終 点 予定延長				備	考	議案
## 一 神戸市東灘区 神戸市東灘区 御影山手4丁 目182番33地先 神戸市東灘区 御影山手4丁 目182番33地先 神戸市東灘区 御影山手4丁 目182番33地先 神戸市東灘区 御影山手4丁 目182番37地先 11.00 4.00 歩行者 専用道 路 182番47地先 目182番69地先 11.00 最大 5.40 表小 4.60 最小 4.60 最大 5.40 最小 4.60 最小 4.50 最小 4.00 最大 7.40 表示 4.00 最小 5.70 中京 垣内 2931 番地先 第一市北区大 沢町上大沢字 田池日 2881番地先 地先 神戸市北区大 沢町上大沢字 中京 垣内 2932 番地先 地先 神戸市北区大 沢町上大沢字 中京 垣内 2932 番地先 カード 北区大 沢町上大沢字 川向 2960番地 先 神戸市地区大 沢町上大沢字 丸山 2993番地 先 カード 西区 見 津が 丘 1 丁目 30番地先 名 神戸市西区 屋 本が 神戸市西区 屋 津が 丘 1 丁目 30番地先 62番地先 日 30番地先 日 293 神戸市西区 極 谷町菅野字上 谷町菅野字野 379.50 最大 13.00 その 4	路線名	起点	終点	予定延長	予定幅員 その他	参照図
手 17 号 御影山手 4 丁 目 182番53地先 神戸市東灘区 神戸市東灘区 神戸市東灘区 御影山手 4 丁 自 182番47地先 神戸市北区大 神戸市北区大 神戸市北区大 大沢町上大沢字 大沢町上大沢字 東田市北区大 神戸市北区大 神戸市北区大 神戸市北区大 大沢町上大沢字 東田市北区大 東田地先 東田市北区大 東田地先 東田地先 東田地先 東田市北区大 東田市北区大 東田地先 東田地大 東田地方 東田市北区大 東田市田区 東田市田区 東北市田区 東北市田田区 東北市田田区 東北市田田区 東北市田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				(メートル)	(メートル)	番 号
線 目182番56地先 目182番33地先	御影山	神戸市東灘区	神戸市東灘区	251. 20	6.00	その1
## 日本	手 17 号	御影山手4丁	御影山手4丁			
事 18 号 御影山手 4 丁目182番47地先 専用道路 専用道路 上 大 沢 神戸市北区大沢字へ、保 之 垣内と837を24号線 神戸市北区大沢字へ、保 之 垣内と837を24号線 長小 4.60 その2 上 大 沢 神戸市北区大沢字へ、保 之 垣内と837を24号線 番地先 321.60 最大 10.30 その2 上 大 沢 神戸市北区大河学・展谷垣内2913番地先 番地先 最小 4.50 その2 上 大 沢 神戸市北区大河学・展谷垣内2913番地先 神戸市北区大河学・展公垣内281番地・大河学・風池兄2899番地・生大沢学・風池兄2899番地・生大沢学・同市北区大河・東京垣内2932番地先 162.00 最大 7.40 その2 上 大 沢 神戸市北区大河・沢町上大沢学・中家垣内2932番地先 本地戸市北区大河・沢町上大沢学・中家垣内2932番地先 最大 10.80 その2 上 大 沢 神戸市北区大河・東京町上大沢学・川向2960番地大・ア・沢町上大沢学・川向2960番地大・大河・東京町上大沢学・川向2960番地大・大河・東京町上大沢学・川向2993番地先 4.20 表小 4.20 見 準 が 神戸市西区見 神戸市西区見 神戸市西区見 神戸市西区見 神戸市西区見 神戸市西区見 神戸市西区規 23 神戸市西区機 谷町菅野字上 谷町菅野字野 454.10 16.00 その3 青線 谷町菅野字上 谷町菅野字野 最大 13.00 その4	線	目182番56地先	目182番33地先			
# 目182番47地先 目182番69地先 上 大 沢 神戸市北区大	御影山	神戸市東灘区	神戸市東灘区	11. 00		その1
上 大 沢 神戸市北区大 沢町上大沢字 久 保 之 垣内 2825番地先 神戸市北区大 沢町上大沢字 堂之垣内2837 番地先 321.60 最大 10.30 その2 上 大 沢 神戸市北区大 沢町上大沢字 梶谷垣内2913 番地先 神戸市北区大 沢町上大沢字 電田2942番地 番地先 321.60 最大 10.30 その2 上 大 沢 神戸市北区大 沢町上大沢字 皿池尻2899番 地先 162.00 最大 7.40 その2 上 大 沢 神戸市北区大 沢町上大沢字 中家垣内2933 番地先 神戸市北区大 沢町上大沢字 中家垣内2932 番地先 454.10 その2 上 大 沢 神戸市北区大 沢町上大沢字 川向2960番地 先 神戸市西区見 津が丘 6 丁 目 30番地先 454.10 16.00 その3 長 津 が 長 神戸市西区植 谷町菅野字上 神戸市西区植 谷町菅野字野 454.10 16.00 その3 青線 神戸市西区植 谷町菅野字上 神戸市西区植 谷町菅野字野 454.10 16.00 その3	手 18 号	御影山手4丁	御影山手4丁		専用道	
24号線 沢町上大沢字	線	目182番47地先	目182番69地先		路	
人保之垣内2825番地先 営之垣内2837番地先 上大沢 神戸市北区大沢町上大沢字様谷垣内2913番地先 321.60最大 10.30最小 4.50 上大沢 森田2942番地先 最小 4.50 上大沢 神戸市北区大港中市北区大港中市北区大港市北区大港市地区大港市地区大港市地区大港市北区大港市北区大港市北区大港市市北区大港市北区大港市北区大港市北区大港市			神戸市北区大	64. 80	最大 5.40	その2
上 大 沢 神戸市北区大 神戸市北区大 沢町上大沢字 梶谷垣内2913 幸田2942番地 番地先 上 大 沢 神戸市北区大 沢町上大沢字 梶谷垣内2913 幸田2942番地 番地先 上 大 沢 神戸市北区大 沢町上大沢字 皿池尻2899番 皿池口2881番 地先 上 大 沢 神戸市北区大 神戸市北区大 沢町上大沢字 皿池尻2899番 地先 上 大 沢 神戸市北区大 神戸市北区大 沢町上大沢字 中家垣内2932番地先 上 大 沢 神戸市北区大 神戸市北区大 沢町上大沢字 川向2960番地 丸山2993番地 先 上 大 沢 神戸市西区見 神戸市西区見 本 が 丘 6 丁 目 本 が 丘 6 丁 目 本 が 丘 6 丁 目 本 が 丘 1 丁 目 30番地先 62番地先 菅 野 23 神戸市西区櫨 神戸市西区櫨 神戸市西区櫨 谷町菅野字野 最大 13.00 その 4 を 6 を 6 を 6 を 6 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7	24号線	沢町上大沢字	沢町上大沢字		最小 4.60	
上大沢 神戸市北区大 沢町上大沢字 梶谷垣内2913 番地先 神戸市北区大 沢町上大沢字 幸田2942番地 先 321.60 最大 10.30 その2 上大沢 神戸市北区大 沢町上大沢字 皿池尻2899番 地先 神戸市北区大 沢町上大沢字 皿池口2881番 地先 162.00 最大 7.40 その2 上大沢 神戸市北区大 沢町上大沢字 中家垣内2933 番地先 神戸市北区大 沢町上大沢字 中家垣内2932 番地先 61.80 最大 10.80 その2 上大沢 神戸市北区大 沢町上大沢字 中家垣内2932 番地先 森地先 329.20 最大 11.30 その2 28号線 沢町上大沢字 川向2960番地 先 東市本区人 沢町上大沢字 川向2960番地 先 神戸市西区見 東が丘1丁目 30番地先 454.10 16.00 その3 見津が 神戸市西区見 緑 神戸市西区虚 谷町菅野字上 454.10 16.00 その3 青野 23 神戸市西区虚 谷町菅野字上 神戸市西区虚 谷町菅野字野 379.50 最大 13.00 その4		久保之垣内	堂之垣内2837			
25号線 沢町上大沢字 提付 提付 提付 提付 提付 提付 提付 提						
展谷垣内2913 幸田2942番地 先	上大沢	神戸市北区大	神戸市北区大	321.60	最大 10.30	その2
番地先 先 上大沢 神戸市北区大 神戸市北区大 最大 7.40 その2 26号線 沢町上大沢字 皿池尻 2899番 地先 皿池口 2881番 地先 最小 4.00 最小 4.00 上大沢 神戸市北区大 沢町上大沢字 中家垣内 2932 番地先 61.80 最大 10.80 最小 5.70 その2 上大沢 28号線 神戸市北区大 沢町上大沢字 川向 2960番地 先 神戸市北区大 沢町上大沢字 川向 2993番地 先 329.20 最大 11.30 最小 4.20 その2 見津が 年が丘6丁目 線 30番地先 神戸市西区見 津が丘1丁目 62番地先 454.10 16.00 その3 青線 谷町菅野字上 谷町菅野字野 379.50 最大 13.00 最大 13.00 最小 5.00 その4	25号線	沢町上大沢字	沢町上大沢字		最小 4.50	
上大沢 神戸市北区大 神戸市北区大 神戸市北区大 表大 7.40 その2 26号線 沢町上大沢字 皿池口 2881番 最小 4.00 最小 4.00 上大沢 神戸市北区大 神戸市北区大 61.80 最大 10.80 その2 27号線 沢町上大沢字 中家垣内 2932 最小 5.70 中家垣内 2932 番地先 上大沢 神戸市北区大 神戸市北区大 329.20 最大 11.30 その2 28号線 沢町上大沢字 川向 2960番地 表、 表示 454.10 16.00 その3 見津が 神戸市西区見 神戸市西区見 454.10 16.00 その3 日本が 神戸市西区見 神戸市西区見 454.10 16.00 その3 日本が 神戸市西区地 神戸市西区地 大 13.00 その4 日本 谷町菅野字上 谷町菅野字野 最小 5.00 その4		梶谷垣内2913				
26号線 沢町上大沢字 川池月 2899番 地先 地先 地先 地先 地先 地先 神戸市北区大 神戸市北区大 沢町上大沢字 中家垣内 2933 番地先 本が丘 1、70 表大 10.80 表大 10.80 表人 5.70 表地先 上大沢字 中家垣内 2932 番地先 上大沢字 中家垣内 2932 番地先 上大沢字 東京町上大沢字 東京町上大沢 東京町 東						
 皿池尻 2899番 地先 上大沢 神戸市北区大 神戸市北区大 沢町上大沢字 中家垣内 2933 番地先 上大沢 神戸市北区大 神戸市北区大 宗町上大沢字 中家垣内 2932 番地先 上大沢 神戸市北区大 神戸市北区大 沢町上大沢字 別向 2960番地 先 先 見津が 神戸市西区見 神戸市西区見 上 30番地先 東が丘 6 丁目 線 30番地先 管野 23 神戸市西区櫨 神戸市西区櫨 谷町菅野字野 16.00 その4 その4 	上大沢	神戸市北区大	神戸市北区大	162.00	最大 7.40	その2
地先 地先 地先 神戸市北区大 神戸市北区大 神戸市北区大 神戸市北区大 張町上大沢字 中家垣内2932 番地先 番地先 日本 本戸市北区大 28号線 沢町上大沢字 八町上大沢字 川向2960番地 九山2993番地 先 上 が 神戸市西区見 神戸市西区見 津が丘6丁目 津が丘1丁目 線 30番地先 62番地先 音野 23 神戸市西区櫨 神戸市西区櫨 神戸市西区櫨 谷町菅野字上 谷町菅野字野 最小 5.00 その4	26号線	沢町上大沢字	沢町上大沢字		最小 4.00	
上大沢神戸市北区大 沢町上大沢字 中家垣内2933 番地先神戸市北区大 中家垣内2932 番地先61.80 最小 5.70最大 10.80 最小 5.70上大沢 28号線 別町上大沢字 川向2960番地 先神戸市北区大 沢町上大沢字 川向2993番地 先329.20 最小 4.20最大 11.30 最小 4.20その2見津が は 第 第 第 30番地先神戸市西区見 2番地先454.10 2番地先16.00 2の3菅野 23 号線神戸市西区櫨 谷町菅野字上454.10 谷町菅野字野16.00 最大 13.00 最大 13.00 最小 5.00		皿池尻2899番	皿池口2881番			
27号線 沢町上大沢字 中家垣内2932 最小 5.70 中家垣内2932 番地先 番地先 番地先 329.20 最大 11.30 その2 28号線 沢町上大沢字 沢町上大沢字 川向2960番地 先 上 が 仲戸市西区見 神戸市西区見 神戸市西区見 津が丘6丁目 津が丘1丁目 線 30番地先 62番地先 音野 23 神戸市西区櫨 神戸市西区櫨 神戸市西区櫨 谷町菅野字上 谷町菅野字野 最小 5.00 その4 その4						
中家垣内2933 番地先中家垣内2932 番地先中家垣内2932 番地先日末 11.30 最小 4.20その2上大沢 28号線 川向2960番地 先沖戸市北区大 沢町上大沢字 川向2960番地 先共山2993番地 先454.1016.00その3見津が 年31号 線 管野23 号線神戸市西区 23 谷町菅野字上454.10 津が丘1丁目 62番地先16.00 その3菅野23 号線神戸市西区 谷町菅野字野379.50 最大 13.00 最小 5.00	上大沢	神戸市北区大		61. 80	最大 10.80	その2
番地先番地先329.20最大 11.30その 2上 大 沢 28号線神戸市北区大 沢町上大沢字 川向 2960番地 先沢町上大沢字 丸山 2993番地 先最小 4.20見 津 が 丘 31 号 線神戸市西区見 津が丘 1 丁目 62番地先454.1016.00その 3菅 野 23 号線神戸市西区櫨 谷町菅野字上379.50最大 13.00 最小 5.00その 4	27号線	沢町上大沢字	沢町上大沢字		最小 5.70	
上大沢 神戸市北区大 神戸市北区大 329.20 最大 11.30 その 2 28号線 沢町上大沢字 沢町上大沢字 最小 4.20 最小 4.20 見津が 神戸市西区見 神戸市西区見 454.10 16.00 その 3 丘31号 津が丘6丁目 津が丘1丁目 30番地先 62番地先 菅野 23 神戸市西区櫨 神戸市西区櫨 379.50 最大 13.00 その 4 号線 谷町菅野字上 谷町菅野字野 最小 5.00		中家垣内2933	中家垣内2932			
28号線 沢町上大沢字 沢町上大沢字 現山 2993番地 先 先 上 大沢字 東が 神戸市西区見 神戸市西区見 神戸市西区見 本が丘1丁目 線 30番地先 62番地先 日						
川向 2960番地				329. 20		その2
見津が 神戸市西区見 神戸市西区見 454.10 16.00 その3 丘31号 津が丘6丁目 津が丘1丁目 30番地先 62番地先 菅野23 神戸市西区櫨 神戸市西区櫨 379.50 最大 13.00 その4 号線 谷町菅野字上 谷町菅野字野 最小 5.00	28号線		沢町上大沢字		最小 4.20	
見津が 日本が 日本が 日本が 日本が 日本が丘6丁目 線 30番地先神戸市西区見 津が丘1丁目 62番地先454.10 16.00 16.00 名の3 20番地先菅野 23 号線神戸市西区櫨 谷町菅野字上 谷町菅野字野379.50 最大 13.00 最小 5.00		川向2960番地	丸山2993番地			
丘31号 津が丘6丁目 津が丘1丁目 線 30番地先 62番地先 菅野23 神戸市西区櫨 神戸市西区櫨 379.50 最大 13.00 その4 号線 谷町菅野字上 谷町菅野字野 最小 5.00		先	先			
線 30番地先 62番地先 菅野 23 神戸市西区櫨 神戸市西区櫨 379.50 最大 13.00 その4 号線 谷町菅野字上 谷町菅野字野 最小 5.00			神戸市西区見	454. 10	16.00	その3
菅野 23 神戸市西区櫨 神戸市西区櫨 379.50 最大 13.00 その4 号線 谷町菅野字上 谷町菅野字野 最小 5.00	-	津が丘6丁目	津が丘1丁目			
号線 谷町菅野字上 谷町菅野字野 最小 5.00	線	30番地先	62番地先			
	菅野 23	神戸市西区櫨	神戸市西区櫨	379. 50	最大 13.00	その4
川屋 400 巫 9 時 「	号線	谷町菅野字上	谷町菅野字野		最小 5.00	
		川原428番3地	手1234番地先			
		先				

菅 野 24	神戸市西区櫨	神戸市西区櫨	568. 10	最大	21.50	その4
号線	谷町菅野字上	谷町菅野字野		最小	4.00	
	川原1193番地	手566番地先				
	先					

2 廃止する市道路線

(1) (2)以外の廃止する市道路線

路線名	起点	終点	備 延 長 (メートル)	考 幅 員 (メートル)	議 案 参照図 番 号
道場村 第39号 線	神戸市北区道 場町塩田字東 山上2895番地 先	神戸市北区道 場町塩田字東 山中2917番地 先	298. 70	1.80	その5
有 野 里 19号線	神戸市北区有 野町有野字川 下3510番地先	神戸市北区有 野町有野字川 下3508番地先	43. 80	1.00	その6
有 野 町 合 併 第 64号線	神戸市北区有野町有野字川下3500番地先	神戸市北区有 野町有野字川 下3492番2地 先	243. 70	1.60	その6
有 野 町 合 併 第 65号線	神戸市北区有 野町有野字川 下3508番地先	神戸市北区有 野町有野字川 下3493番1地 先	229. 00	最大 1.60 最小 1.00	その6
櫨 谷 里 213号線	神戸市西区櫨 谷町菅野字上 川原451番1地 先	神戸市西区櫨 谷町菅野字上 川原456番2地 先	83.00	最大 2.00 最小 1.50	その7
櫨 谷 村 合 併 第 126号線	神戸市西区櫨 谷町菅野字野 手511番2地先	神戸市西区櫨 谷町菅野字上 川原436番2地 先	80. 40	最大 2.00 最小 0.60	その7
櫨 谷 村 合 併 第 130号線	神戸市西区櫨 谷町菅野字野 手518番地先	神戸市西区櫨 谷町菅野字野 手554番地先	161.00	1.00	その7
櫨 谷 村 合 併 第 134号線	神戸市西区櫨 谷町菅野字野 手517番1地先	神戸市西区櫨 谷町菅野字野 手513番地先	74. 70	最大 1.80 最小 1.00	その7

(2) 土地改良事業に伴い廃止する市道路線

県営土地改良事業大沢地区第2-1工区内の従前の市道路線。ただし、宮坂線、上大沢中 大沢線及び大沢里169号線を除く。(議案参照図その2)

理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、 議会の議決を経る必要があるため。 (参 考)

道路法 ぬきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

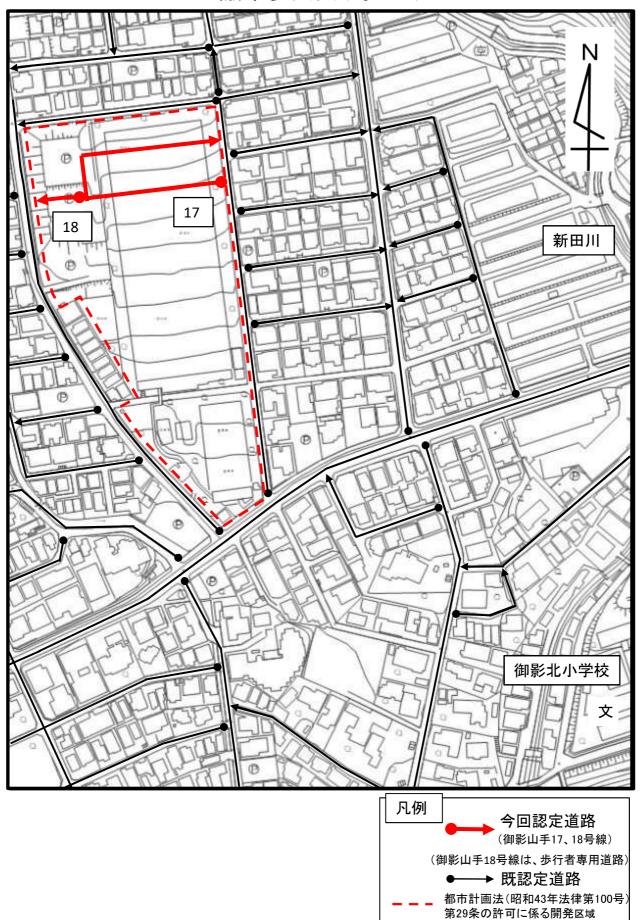
- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

$3 \sim 5$ [略]

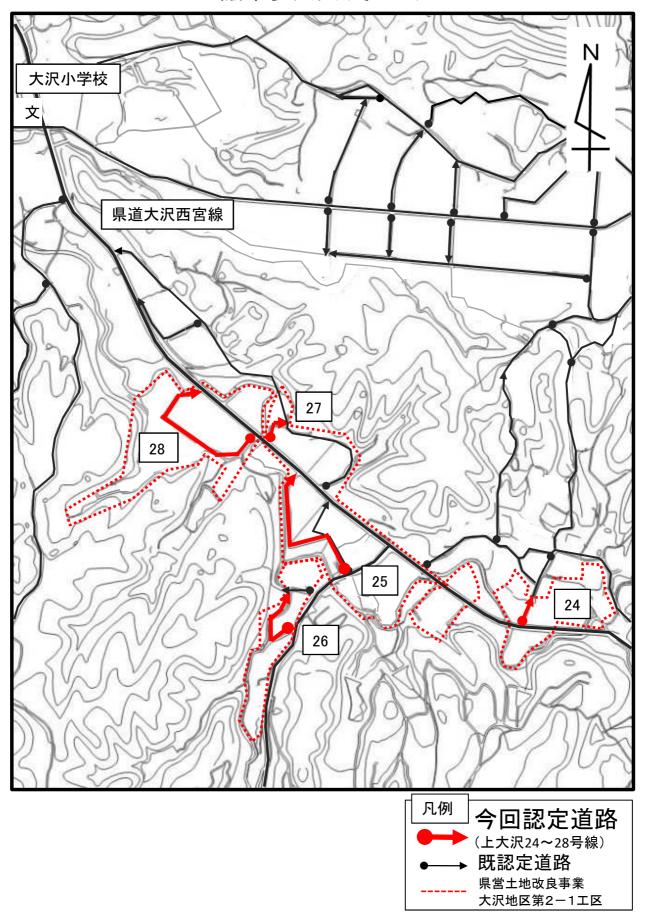
(路線の廃止又は変更)

- 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと 認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様と する。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ 準用する。

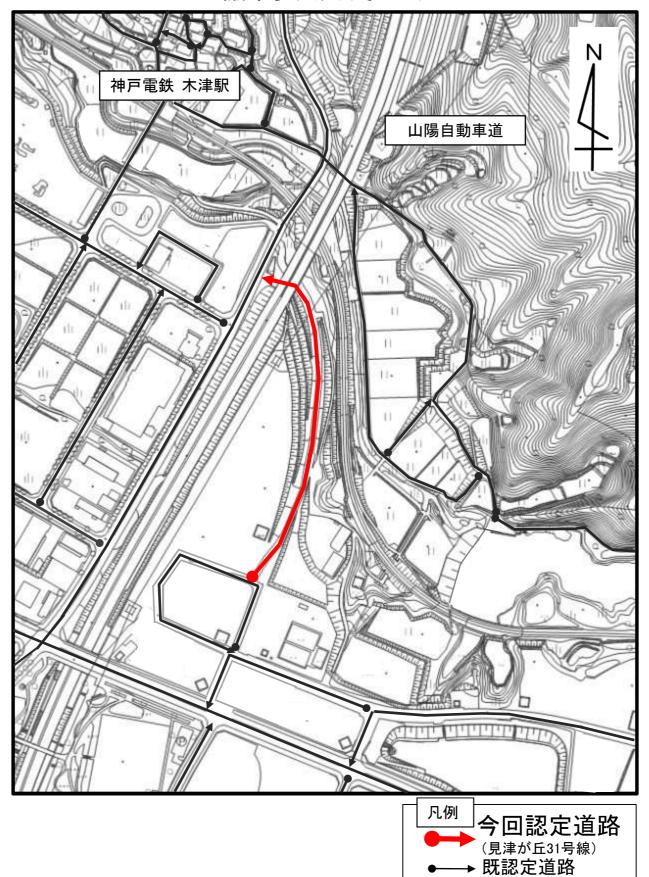
議案参照図(その1)



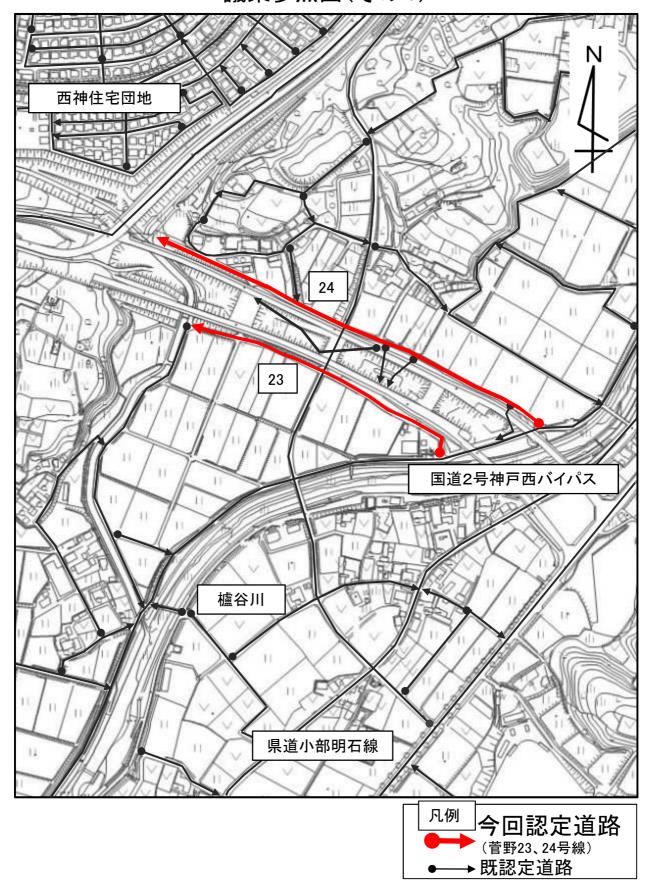
議案参照図(その2)



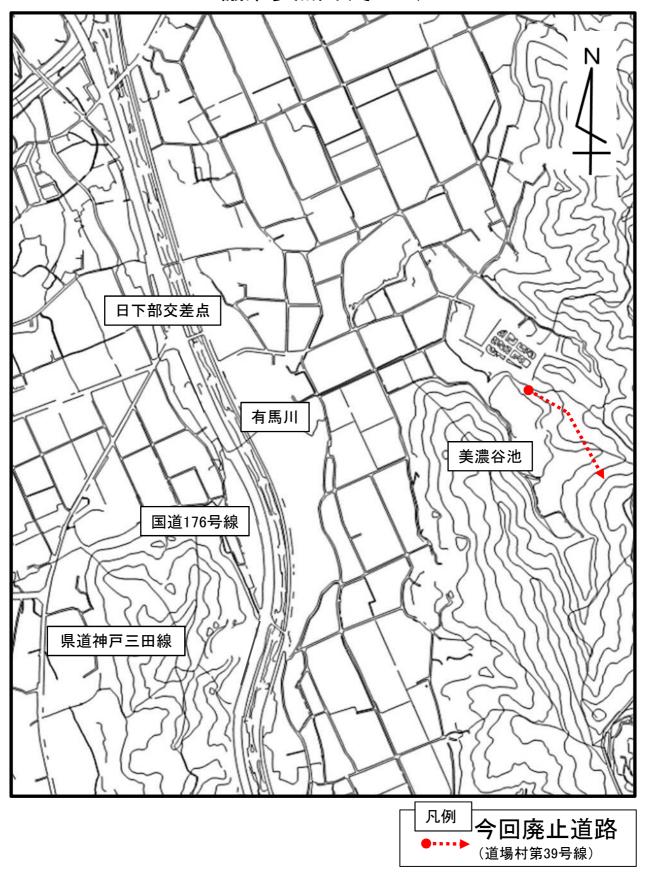
議案参照図(その3)



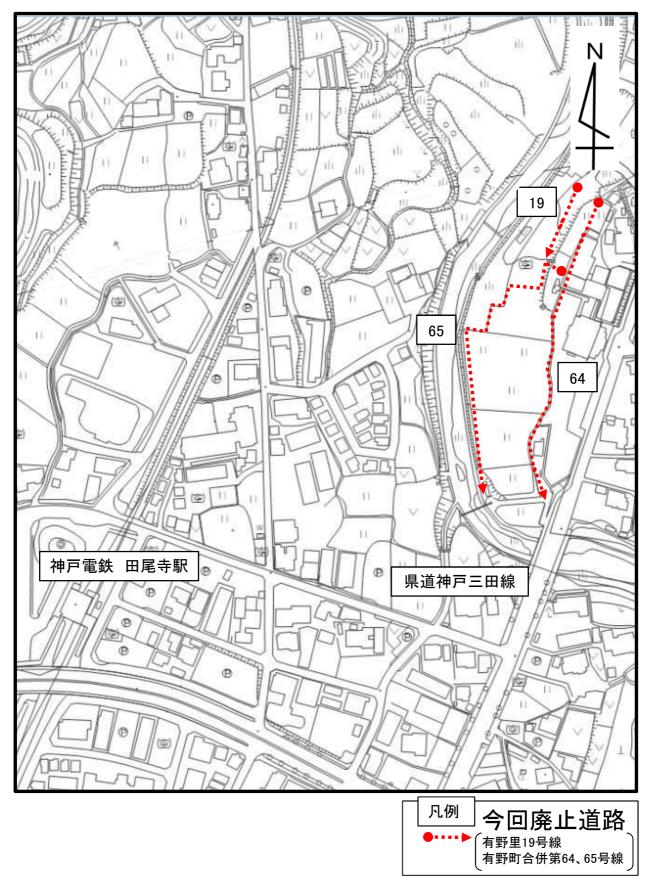
議案参照図(その4)



議案参照図(その5)



議案参照図(その6)



議案参照図(その7)

